

契約の概要について記載した書面（締結前）

（警備業法第19条、施行規則第33条第2号）

平成 年 月 日

様

株式会社DAiKEi
東京都日野市南平7-6-43
ガーデンテラスN2F
TEL 042-592-1945 FAX 042-592-1947

項 目	内 容
1 警備業務を行う期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
2 警備業務を行う時間帯	日勤 から 夜勤 から
3 警備業務を行う場所	
4 警備人員及び担当業務	(1) 通行する人、車両、及び施設関係人、車両の誘導、案内、規制。 (2) その他「警備計画書」に記載の事項。
5 警備員が有する知識及び技能	警備業法及びその他の法令に基づく教育、誘導訓練を修了した警備員を従事させる。
6 警備員が用いる服装	東京都公安委員会に届出ている弊社規定の制服を着用。
7 使用する機器又は各種資器材	(1) 無線機の使用 (<u>する</u> ・しない) (2) <u>誘導灯</u> ・ 手旗 (3) その他通常装備品(警笛・夜光チョッキ・制帽)
8 負傷等の事故発生時の措置	応急処置及び関係機関への通報。その他「警備計画書」に基づいた措置。
9 報告の方法、頻度及びその時期	勤務終了毎に警備報告書を作成し提出する。必要に応じて随時報告する。
10 警備料金・その他の費用	(1) 見積書又は警備計画書に記載の料金。 (2) 中止・変更について ① 業務を行う前日までに連絡があった場合(無料) ② 当日の中止が、警備員集合時間の1.0h前までに連絡があった場合(無料) ③ 短時間でも業務を行った場合(1人工請求) ④ 当日の中止が、警備員集合時間の1.0h前を経過した後に連絡があった場合(1人工の60%請求) (3) その他、別紙「協定事項」に記載の事項。 (4) 無線機 (<u>無料</u>) ・ 有料 別紙見積書及び警備計画書に記載の料金)
11 支払の時期及び方法	毎月、御社の指定日に弊社依頼の金融機関へ現金振込みをお願いします。
12 業務の再委託に関する事項	再委託は原則として行いません。
13 免責に関する事項	(1) 天災地変その他弊社の責めに帰さない損害。 (2) その他、「契約書」に記載の事項。
14 損害賠償の範囲、損害賠償額その他損害賠償に関する事項	弊社の責めに帰すべき損害については下記の内容を限度として賠償します。 対人(1億円)、財物(1億円)、1事故に付総額(3億円)
15 契約の更新に関する事項	契約満了30日前までに、御社より業務終了又は打ち切りの意思表示が無かった場合は自動延長とし、その後も同様とする。
16 契約の変更に関する事項	その都度協議した上で決定する。
17 契約の解除に関する事項	(1) 天災地変等により、弊社が業務を継続できない状況に至った時。 (2) その他、「契約書」に記載の事項。
18 警備業務に関する苦情受付窓口	弊社担当者名 連絡先 会社 携帯
19 特約事項	なし。

上記19点「警備業務契約」の概要について確認しました。

平成 年 月 日
確認者